整理番号	11－11	相談レベル	3
分　類	緊急時		
項　目	罹災証明書		
内　容			

1　想定される質問の背景

○ 地震、火事、台風などで、家屋や財産に被害が生じた。

2　基本的な質問と回答

相談者　災害の被害にあったときの手続を教えてください。

回答者　台風や火災の被害にあって、加入していた火災保険の請求や税の減免・猶予などを受ける場合には「罹災証明書」が必要です。申請書は市区町村や消防署にあります。消防署へ被害状況の申告書を提出しないと証明書は発行されませんので、被災現場の後片付けが終わったら、さっそくこの被害状況の申告書を記入し、提出してください。罹災証明書の請求には本人の印鑑が必要です。もし本人が忙しいときは、「罹災証明書請求に関する件を委任する」ことを記載した委任状を持って、代理人が取りに行くこともできます。

メモ欄